

質量標準管理マニュアルの手引き

実用基準分銅を検査（※）に使用する場合は、日本産業規格B7611-2（2015）附属書JC「JC.1 実用基準分銅の管理方法」の規定により、その調整方法、管理方法等について「質量標準管理マニュアル」を作成し、市から承認を受ける必要があります。質量標準管理マニュアルの届出等に関する取扱いは次のとおりです。（提出された書類は返却しません。）

（※）定期検査に代わる計量士による検査（代検査）または、適正計量管理事業所における検査

1 新規の届出

(1) 申請書の提出

新たに質量標準管理マニュアルの承認を受けようとする方は、市産業政策課へ下記の書類を提出してください。

ア 「質量標準管理マニュアル承認申請書」

イ 質量標準管理マニュアル

ウ 添付書類

（ア）（基準器等を貸借する場合）貸借契約書の写し

（イ）（実用基準分銅を貸借する場合）所有者の質量標準管理マニュアルの写しならびに質量標準管理マニュアル承認書の写し

(2) 質量標準管理マニュアルの承認基準

質量標準管理マニュアルとして以下の内容を整えて下さい。

ア 標準供給体系図

イ 質量標準管理規則

ウ 質量標準管理細則

エ 基準器一覧表及び基準器管理台帳

オ 質量比較器一覧表及び質量比較器管理台帳

カ 検査室配置図

キ 各種観測紙見本

（ア）標準供給体系図

- ・標準分銅から校正される実用基準分銅までの標準供給の流れが体系化された図となっていること。その図には、標準分銅として使用される分銅の種類、測定に使用する比較器の種類及び性能等が判断できるように書かれていること。

（イ）質量標準管理規則

- ・管理責任者、管理者及び調整等を行う者をひとかたまりとした組織

作りがされていること。また、それぞれの業務において責任の所在が明確に規定されていること。

- ・ 実用基準分銅の検査結果、標準分銅及び比較器の保守に関する検査結果の報告が市に対して確実に行われるように規定されていること。
- ・ 標準分銅、比較器及び実用基準分銅の保守及び管理について適切な処置が規定されていること。

(ウ) 質量標準管理細則

- ・ 検査の項目として、標準分銅、実用基準分銅及び比較器に関わる公的な検査又は自主的な検査がそれぞれの性能を維持するために規定されていること。
- ・ 実用基準分銅の調整等を行う手順は、測定回数も含めて精度を充分確保できる内容になっていること。また、標準分銅、実用基準分銅及び比較器の取扱いについて注意すべき事項が規定されていること
- ・ 実用基準分銅の構造検査が規定されていること。
- ・ 標準器及び比較器の保管、取扱い方法が規定されていること。
- ・ それぞれの検査結果等について処置の内容が規定されていること。

(エ) 基準器一覧表及び管理台帳

- ・ 基準分銅、実用基準分銅の検査周期及び検査結果等がわかるように一覧表及び管理台帳が作られていること。

(オ) 質量比較器一覧表及び管理台帳

- ・ 質量比較器の自主管理の規定を満足する一覧表及び管理台帳が作られていること。

(カ) 検査室配置図

- ・ 検査台及び分銅格納庫等の種類、検査台、比較器及び分銅格納庫の配置、検査室の大きさ、窓及び出入り口等の見取り図、検査室の環境条件等を記載すること。

(キ) 各種観測紙見本

- ・ それぞれの検査に用いる観測紙は、必要なデータが記入できるものとなっていること。

(3) 承認

申請書の記載事項及び添付書類の確認を行い、適正と認めた場合は、申請を承認します。

2 変更の届出

申請が承認された後に、申請書又は添付書類の内容を変更するときは、下記の書類を市産業政策課へ提出してください。

ア 「質量標準管理マニュアル変更届」

イ 添付書類

- (ア) 申請者の住所、氏名の変更・・・住民票等、確認ができる書類
- (イ) 基準器の更新及び追加…更新及び追加した基準器一覧表及び管理台帳
- (ウ) 基準器等の貸借契約書の変更・・・変更した貸借契約書の写し
- (エ) その他変更内容を証する書面

3 廃止の届出

実用基準分銅の使用を取り止める場合には、「質量標準管理マニュアル廃止届」を市産業政策課へ提出してください。

《お問い合わせ先》

〒943-8601 新潟県上越市木田 1-1-3

上越市 産業観光交流部 産業政策課 産業振興係

Tel 025-520-5729

Fax 025-520-5852

E-mail keiryu@city.joetsu.lg.jp